

# さぎそう園 指定居宅介護支援事業所 運営規程

## 第1章 総 則

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人正心会が開設するさぎそう園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者などの依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅介護サービス計画等を作成すると共に、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うと共に、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 利用者及びその家族は、複数の事業所の紹介を求める事ができる。
  - 5 利用者及びその家族は、サービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。
  - 6 事業の実施に当たっては、暴力団対策法第2条第6項並びに兵庫県暴力団排除条例第8条に規定する暴力団（以下「暴力団等」という）の支配を受けることなく、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
  - 7 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 さぎそう園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 川西市丸山台3丁目5番地6

(介護支援専門員の体制及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する介護支援専門員の体制及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名 (主任介護支援専門員、兼務)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

2 介護支援専門員 3名以上 (常勤) 但し、業務上の都合により増員する場合がある

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 厚生労働大臣が定める基準 (もしくは事業内容) は、事業所の見やすい場所に掲示する。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、実費負担とする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし得たものに限り徴収する。

5 前項の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

川西市

猪名川町

能勢町 (但し宿野28以南)

豊能町 (但し光風台、新光風台、ときわ台、東ときわ台)

(苦情処理)

第8条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

- 2 提供した事業に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、衛生管理に努め、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の対策を検討する委員会の開催及び介護支援専門員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他、虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の介護支援専門員または養護者（利用者の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束禁止に関する事項)

第11条 事業所は切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のために身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果を介護支援専門員に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。

(記録の整備)

第12条 設備、備品、介護支援専門員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第13条 事業所は、社会的使命を十分認識し、介護支援専門員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、研修計画の策定、研修記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、サービスの質の向上並びに介護支援専門員の計画的な人材育成に努め、業務体制を整備する。

(秘密の保持)

第14条 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第15条 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自己評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響排除)

第16条 事業所は、その運営について、暴力団等と密接な関係を有するものであってはならない。

(利用者・家族等からのハラスメント対応)

第17条 事業所は、介護支援専門員が利用者やその家族等からハラスメント行為を受けた場合は、サービスの提供停止や契約解除等を含めた、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- |    |            |    |
|----|------------|----|
| 一、 | 平成13年8月1日  | 改定 |
| 二、 | 平成17年7月1日  | 改定 |
| 三、 | 平成19年4月1日  | 改定 |
| 四、 | 平成25年4月1日  | 改定 |
| 五、 | 平成30年6月23日 | 改定 |
| 六、 | 令和4年7月1日   | 改定 |
| 七、 | 令和6年4月1日   | 改定 |

以上